電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　法第四十二条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に規定する書類を添えて提出しなければならない。 一　二線式アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類（ネからラまでにあつては、事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。） イ　交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図（これらの設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能を論理的に構成する場合にあつては、当該機能に係る論理的な構成を具体的に示した設備構成図を含む。）並びにこれらの接続構成図 ［ロ～オ　略］ ク　その他イからオまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 二　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）　次に掲げる書類 ［イ～ニ　略］ ホ　その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 三　アナログ電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限り、二線式アナログ電話用設備を除く。）　次に掲げる書類 ［イ　略］ ロ　その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第一項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。） 四　携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備に限る。）　次に掲げる書類 ［イ・ロ　略］	（事業用電気通信設備の自己確認の届出） **第二十七条の五**　［同上］ 一　［同上］ イ　交換設備、伝送路設備及びこれらの附属設備の設備構成図並びにこれらの接続構成図 ［ロ～オ　同上］ ク　その他イからウまでに掲げる書類を補足するために必要な資料 二　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　その他イからニまでに掲げる書類を補足するために必要な資料 三　［同上］ ［イ　同上］ ロ　その他イに掲げる書類を補足するために必要な資料 四　［同上］ ［イ・ロ　同上］